

●香川県告示第291号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成20年6月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島西地先

イ 点の位置

基点A 松島東端

〃 B 松島南西端

〃 C 徳島県鳴門市大麻山高頂

〃 D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

〃 E 東かがわ市引田庁舎中央

〃 F 神山高頂

〃 G 城山鼻東端

点 イ Aから真方位43度45分2,000メートルのところ

〃 ロ イから真方位313度45分450メートルのところ

〃 ハ CからB見通し延長線上Bから250メートルのところ

〃 ニ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

〃 ホ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ヘ ニからホ見通し延長線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第2号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池地先

イ 点の位置

- 基点A 犬もどり
- 〃 B 兵庫県男鹿島高頂
- 〃 C 双子島高頂
- 〃 D 一ツ島高頂
- 〃 E 丸亀島高頂
- 〃 F 翼山西高頂
- 〃 G 地の太鼻北端
- 〃 H 城山鼻東端
- 〃 I 引田漁港東防波堤突端
- 〃 J 松島南西端
- 〃 K 徳島県鳴門市大麻山高頂

- 点 イ AからB見通し線とEからD見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点
- 〃 ハ IからH見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点
- 〃 ニ DからC見通し延長線上口から南東へ100メートルのところ
- 〃 ホ EからD見通し延長線上イから南東へ100メートルのところ
- 〃 へ FからG見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点
- 〃 ト DからC見通し延長線上ハから南東へ125メートルのところ
- 〃 チ トからへ見通し延長線上へから北へ200メートルのところ
- 〃 リ ニからホ見通し延長線上ホから北へ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 リチ、チト、トニ、ニリの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第3号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市明神浜沖
- イ 点の位置
 - 基点A 犬もどり
 - 〃 B 鹿浦越崎北端
 - 〃 C 双子島の東島南端
 - 〃 D 双子島の西島西端 (イヌイ角)

- 〃 E 一ツ島高頂
- 〃 F 庵治町高島高頂
- 〃 G さぬき市馬ヶ鼻
- 〃 H 兵庫県男鹿島高頂
- 〃 I 通念島高頂
- 点 イ AからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- 〃 ハ EからC見通し延長線上口からCへ100メートルのところ
- 〃 ニ EからC見通し延長線上Cから200メートルのところ
- 〃 ホ EからI見通し線上へからIへ360メートルのところ
- 〃 へ BからD見通し延長線とEからI見通し線との交差点
- 〃 ト BからD見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点
- 〃 チ FからG見通し延長線上イからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チハの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第4号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市明神浜地先
- イ 点の位置
 - 基点A 犬もどり
 - 〃 B 兵庫県男鹿島高頂
 - 〃 C 一ツ島高頂
 - 〃 D 女郎島
- 点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点
- 〃 ロ CからD見通し線上イからCへ500メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線上イからCへ100メートルのところ
- 〃 ニ AからB見通し線と平行にハから南へ100メートルのところ
- 〃 ホ AからB見通し線と平行にロから南へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第5号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市松原地先
- イ 点の位置
 - 基点A 新川東から1番目突堤突端
 - 〃 B 不動明王(白鳥本町、湊境界、不動堂)
 - 〃 C 東讃漁業協同組合事務所北側防災鉄塔
 - 〃 D 三本松港西埋立地防波堤基部
 - 〃 E 一ツ島西端
 - 〃 F 兵庫県南あわじ市丸山崎
 - 〃 G 薦港北コンクリート整地跡北側
- 点 イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点
- 〃 ハ BからF見通し線とGからC見通し線との交差点
- 〃 ニ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第6号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市須賀沖

イ 点の位置

基点A 鹿浦越崎北端

〃 B 白鳥港薦川中央防波堤 (135メートル) 突端

〃 C 湊川西側護岸防砂堤突端

〃 D 湊、三本松境界

〃 E 丸亀島高頂

〃 F さぬき市津田町鷹島南端

〃 G 秋葉山高頂 (97メートル)

〃 H 一ツ島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とGからD見通し延長線との交差点

〃 ニ AからF見通し線とGからD見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第7号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市須賀地先

イ 点の位置

基点A 湊川西側護岸防砂堤突端

〃 B 秋葉山高頂 (97メートル)

〃 C 湊、三本松境界

〃 D 丸亀島高頂

〃 E 一ツ島高頂

〃 F 白鳥港薦川中央防波堤 (135メートル) 突端

点 イ BからC見通し延長線とDからF見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点

〃 ハ EからA見通し線上ロからAへ250メートルのところ

〃 ニ BからC見通し延長線上イからCへ250メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第8号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯沖
 - イ 点の位置
 - 基点A 絹島南端
 - 〃 B 女島南端
 - 〃 C 中鼻北端
 - 〃 D さぬき市津田町鷹島北端
 - 〃 E 小豆島町風ノ子島高頂
 - 〃 F 虎丸山高頂
 - 〃 G 三本松港浜町地区埋立地南西角
 - 点 イ AからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点
 - 〃 ロ FからG見通し延長線上イからGへ900メートルのところ
 - 〃 ハ CからE見通し線とイからD見通し線との交差点
 - 〃 ニ CからE見通し線上ハからCへ900メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第9号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市三本松、横内、小磯地先

イ 点の位置

基点A 三本松港浜町地区埋立地南西角

- 〃 B 虎丸山高頂
- 〃 C 袖無鼻北端
- 〃 D 絹島南端
- 〃 E 女島南端
- 〃 F さぬき市津田町鷹島北端
- 〃 G 小豆島町風ノ子島高頂

点 イ BからA見通し延長線とDからE見通し延長線との交差点

- 〃 ロ CからG見通し線とイからF見通し線との交差点
- 〃 ハ BからA見通し延長線上イからAへ900メートルのところ
- 〃 ニ BからA見通し延長線上ハからAへ300メートルのところ
- 〃 ホ GからC見通し線上ロからCへ900メートルのところ
- 〃 ヘ GからC見通し線上ホからCへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第10号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市絹島沖

イ 点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

- 〃 B 絹島西端
- 〃 C さぬき市津田町名古島南端
- 〃 D さぬき市津田町鷹島北端
- 〃 E 三本松港浜町地区埋立地南西角
- 〃 F 虎丸山高頂
- 〃 G 女島南端
- 〃 H 丸亀島南端
- 〃 I 絹島南端

- 点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点
- 〃 ハ AからB見通し延長線とイからD見通し線との交差点
- 〃 ニ イからD見通し線上ハからイへ500メートルのところ
- 〃 ホ CからH見通し線上ロからHへ500メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第11号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市絹島地先

イ 点の位置

基点A 馬篠漁港西防波堤基部

- 〃 B 絹島西端
- 〃 C さぬき市津田町名古屋島南端
- 〃 D 丸亀島南端
- 〃 E 女島南端
- 〃 F 双子島北端

点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

- 〃 ロ AからB見通し延長線とCからD見通し線との交差点
- 〃 ハ CからD見通し線上ロからDへ500メートルのところ
- 〃 ニ FからE見通し延長線上イからEへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第12号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽地先

イ 点の位置

基点A 虎ヶ鼻東端

〃 B 馬ヶ鼻北端

〃 C 鷹島南端

〃 D 鷹島東端

〃 E 兵庫県西島高頂

〃 F 東かがわ市一ツ島高頂

〃 G 東かがわ市鹿浦越埼北端

〃 H 東かがわ市丸亀島東端

〃 I 東かがわ市北山の東から3番高(130メートル)

〃 J 東かがわ市、さぬき市津田町境界

〃 K 東頭白岩中央

〃 L 鵜部鼻北端

〃 M 松琴閣東端

〃 N 鶴羽、津田境界の海境石

点 イ Nから真方位45度の線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線上イからFへ300メートルのところ

〃 ハ BからF見通し線とJからE見通し線との交差点

〃 ニ BからF見通し線上ハからBへ100メートルのところ

〃 ホ IからH見通し延長線とMからL見通し延長線との交差点

〃 ヘ AからD見通し延長線とKからホ見通し線との交差点

〃 ト Nから真方位45度の線とAからD見通し延長線との交差点

〃 チ AからD見通し延長線上トから南へ100メートルのところ

〃 リ Nから真方位45度の線とCからG見通し線との交差点

〃 ヌ CからG見通し線上リからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロニ、ニホ、ホへ、へチ、チヌ、ヌロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第13号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽脇元地先

イ 点の位置

基点A 鵜部鼻北端

〃 B 東頭白岩中央

〃 C タテバの北鼻

〃 D 丸山鼻南東端

〃 E 東かがわ市丸亀島南端

点 イ CからB見通し延長線上Bから400メートルのところ

〃 ロ AからB見通し延長線とDからE見通し線との交差点

〃 ハ DからE見通し線上ロからEへ400メートルのところ

〃 ニ CからB見通し延長線上Bから800メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり 養 殖 業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第14号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鷹島地先

イ 点の位置

基点A 津田港北防波堤突端から基部へ207メートルのところ (旧突端)

〃 B 雨滝山高頂

〃 C 津田川右岸護岸北端

〃 D 丸山鼻高頂

〃 E 丸山鼻東端

〃 F 丸山鼻赤岩

〃 G 猿子島南西端

〃 H 萱落黒岩

- 〃 I 大鼻東端
 - 〃 J 虎ヶ鼻東端
 - 〃 K 馬ヶ鼻北端
 - 〃 L 庵治町高島南の高
 - 〃 M 鷹島東端
 - 〃 N 鷹島南東端
 - 〃 O 丸亀島北東端
 - 〃 P 丸亀島南西端
- 点 イ HからI見通し延長線とJからO見通し線との交差点
- 〃 ロ イから真方位45度200メートルのところ
 - 〃 ハ HからI見通し延長線とBからD見通し延長線との交差点
 - 〃 ニ LからK見通し延長線とFからN見通し延長線との交差点
 - 〃 ホ Aから真方位63度の線とNからP見通し線との交差点
 - 〃 ヘ Aから真方位63度の線とGからE見通し延長線との交差点
 - 〃 ト CからN見通し線とGからE見通し延長線との交差点
 - 〃 チ CからN見通し延長線とJからO見通し線との交差点
 - 〃 リ JからO見通し線とロからM見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リロの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町津田

計画番号区第15号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町萱落地先

イ 点の位置

- 基点A 名古屋高頂
- 〃 B 猿子島西端
- 〃 C 猪塚港北防波堤突端
- 〃 D 大鼻南東端
- 〃 E バク岩中央
- 〃 F 鷹島北端

点 イ CからE見通し延長線とDからF見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点

〃 ハ AからB見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町津田

計画番号区第16号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田釜居谷地先

イ 点の位置

基点A 鷹島高頂

〃 B 虎ヶ鼻

〃 C 蛭子神社鳥居

〃 D あたご岩

〃 E かけの鼻

〃 F 小豆島町三都崩鼻

〃 G 小豆島町大角鼻灯台

〃 H 兵庫県淡路市妙見山高頂(519メートル)

点 イ AからB見通し延長線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ CからH見通し線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ニ DからG見通し線とAからB見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第17号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田沖

イ 点の位置

基点A 馬ヶ鼻

〃 B トビガス中央

〃 C 小田漁港北防波堤基部

〃 D 西浜護岸西端

〃 E センクの浜西端

〃 F 弁天鼻北端

〃 G 苦張漁港西防波堤突端

〃 H 小林の高

〃 I バクの岩中央

〃 J 大串崎長ゾワイ北端

〃 K 小豆島町太麻山高頂

〃 L 小豆島町長者鼻西端

〃 M 小豆島町塩谷鼻

〃 N 小豆島町大福部島西端

点 イ AからJ見通し線とDからN見通し線との交差点

〃 ロ BからI見通し線とDからN見通し線との交差点

〃 ハ BからI見通し線とEからM見通し線との交差点

〃 ニ CからH見通し線とEからM見通し線との交差点

〃 ホ CからH見通し線とFからL見通し線との交差点

〃 へ BからI見通し線とFからL見通し線との交差点

〃 ト BからI見通し線とGからK見通し線との交差点

〃 チ AからJ見通し線とGからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第18号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖

イ 点の位置

基点A 大串鼻

〃 B イモクイ

〃 C 二本木鼻

〃 D 新開漁港防波堤突端

〃 E 小串崎北端

〃 F 牟礼町源氏ヶ峰 (218メートル)

〃 G 牟礼町五剣山頂北の谷

〃 H 庵治町太鼓鼻から海岸沿い北へ200メートルのところ

〃 I 庵治町竹居鼻

〃 J 土庄町高見山高頂 (153メートル)

〃 K 小豆島町沖ノ鼻

〃 L 土庄町大余島東端

〃 M 長ぞわい南端

点 イ MからI見通し線とDからL見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線とDからL見通し線との交差点

〃 ハ EからJ見通し線上Eから150メートルのところ

〃 ニ EからJ見通し線とAからG見通し線との交差点

〃 ホ ニからK見通し線とイからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロB、Cハ、ハニ、ニホ、ホイの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、魚類小割式養殖業 (区第818号) の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第19号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

基点A 二本木ガラモ鼻

〃 B さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端

〃 C 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端

〃 D 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端

〃 E 白方大水門東端

〃 F 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ

〃 G 小串崎北端

〃 H 庵治町太鼓鼻東端

〃 I 土庄町戸形崎

〃 J 二本木鼻

〃 K 日盛山高頂

点 イ CからI見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ Eから鴨部川左岸と直角に東への延長線と鴨部川右岸との交差点

〃 ハ DからH見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ニ DからH見通し線とGからA見通し線との交差点

〃 ホ AからG見通し線とJからD見通し線との交差点

〃 ヘ BからF見通し線とホからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Fハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイ、イC、ロEの7直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画および養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第20号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦沖

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から真東へ100メートルのところ

〃 B 牟礼町房前鼻

〃 C 牟礼町金比羅山高頂

〃 D 庵治町高島高頂

〃 E 蜂ヶ浦北端

- 〃 F さぬき市蜂ヶ浦南端から海岸沿い北へ95メートルのところ
- 〃 G 蜂ヶ鼻
- 〃 H 灯籠鼻
- 点 イ HからB見通し線上Hから150メートルのところ
- 〃 ロ AからD見通し線とGからC見通し線との交差点
- 〃 ハ AからD見通し線とFからC見通し線との交差点
- 〃 ニ EからC見通し線上Eから100メートルのところ
- 〃 ホ ニからイ見通し線とFからC見通し線との交差点
- 〃 へ ニからイ見通し線とGからC見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホへ、へロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第21号(のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

- 基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ
- 〃 B 庵治町高島西端
- 〃 C さぬき市、牟礼町境界
- 〃 D 牟礼港川西地区埋立地南端
- 〃 E 室沖岡谷清酒雄宅(大字鴨庄4592番地)西側護岸南西角
- 〃 F 小串崎北端
- 〃 G 牟礼町金山防波堤北東角
- 〃 H 志度港新町西防波堤基部
- 点 イ AからB見通し線とEからD見通し線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線とFからG見通し線との交差点
- 〃 ハ CからB見通し線とFからG見通し線との交差点
- 〃 ニ CからB見通し線とEからD見通し線との交差点
- 〃 ホ FからG見通し線とHからB見通し線との交差点
- 〃 へ BからC見通し線上ハからCへ150メートルのところ
- 〃 ト CからB見通し線上ニからBへ100メートルのところ

〃 チ AからB見通し線上イからBへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 へホ、ホロ、ロチ、チト、トへの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

オ 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町及び庵治町

計画番号区第22号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A さぬき市、牟礼町境界

〃 B 房前川右岸防砂堤基部

〃 C 庵治町高島高頂

〃 D さぬき市権現鼻西端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 AI、IBの2直線とAB間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第23号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町蔦ヶ巣地先

イ 点の位置

基点A 金山鬼ヶ岩

- 〃 B 松ヶ鼻東端
- 〃 C さぬき市小串崎
- 〃 D さぬき市蜂ヶ浦南端
- 点 イ AからD見通し線上Aから200メートルのところ
- 〃 ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ
- 〃 ハ BからC見通し線上Bから200メートルのところ
- 〃 ニ AからD見通し線上Aから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第24号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先

イ 点の位置

- 基点A 牟礼町金山鬼ヶ岩
- 〃 B 松ヶ鼻東端
- 〃 C 太鼓鼻
- 〃 D さぬき市大串崎
- 〃 E 小豆島町大角鼻南の高頂 (159メートル)
- 〃 F さぬき市小串崎北端
- 〃 G 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ
- 点 イ CからD見通し線上Cから1,200メートルのところ
- 〃 ロ Gからイ見通し延長線上イから200メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線と平行にロから西へ600メートルのところ
- 〃 ニ CからD見通し線上Cから400メートルのところ
- 〃 ホ BからF見通し線上Bから500メートルのところ
- 〃 へ AからE見通し線とニからホ見通し延長線との交差点
- 〃 ト AからE見通し線とGからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニへ、へト、トロの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- オ 他の漁業権者と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町及び庵治町

計画番号区第25号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町高島東浦地先
- イ 点の位置
 - 基点A 高島南東端
 - 〃 B 高島北東端
 - 点 イ Aから真方位90度150メートルのところ
 - 〃 ロ Bから真方位90度150メートルのところ
 - 〃 ハ ロから真方位90度460メートルのところ
 - 〃 ニ イから真方位90度460メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第26号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町高島西浦地先
- イ 点の位置
 - 基点A 高島北端
 - 〃 B 高島中の鼻
 - 〃 C 牟礼町房前高頂
 - 〃 D 太鼓鼻

- 〃 E 白石
- 〃 F 竹居鼻
- 〃 G 土庄町大余島西端
- 〃 H 土庄町大余島南端
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第27号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町笹尾地先
- イ 点の位置

基点A 鎌野漁港西防波堤から海岸沿い西へ50メートルの防砂堤基部

- 〃 B センゾ旧防砂堤基部
- 〃 C 笹尾の浜西端防砂堤から海岸沿い東へ150メートルの石積防砂堤
- 〃 D 土庄町大余島東端
- 〃 E 小豆島町飛火崎
- 〃 F 小豆島町沖ノ鼻

点 イ CからD見通し線上Cから80メートルのところ

- 〃 ロ BからE見通し線上Bから80メートルのところ
- 〃 ハ AからF見通し線上Aから80メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロハ、ハAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施

行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第28号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町竹居地先

イ 点の位置

基点A 笹尾の浜西端防砂堤突端

〃 B 竹居観音崎

〃 C 竹居鼻 (竹居西の鼻)

〃 D 稲毛島南東端

〃 E 土庄町黒崎

〃 F 土庄町大余島西端

点 イ AからF見通し線上Aから70メートルのところ

〃 ロ BからE見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり 養 殖 業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第29号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町江の浜地先

イ 点の位置

基点A 江の浜東の鼻

〃 B 御殿鼻

〃 C 鎧島西端

〃 D 兜島弁天鼻

点 イ AからD見通し線上Aから80メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第30号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町稲毛島地先
 - イ 点の位置
 - 基点A 竹居鼻
 - 〃 B 稲毛島東端
 - 〃 C 稲毛島西の南端
 - 〃 D 鎧島南西端
 - 〃 E 大島北の高頂 (62メートル)
 - 〃 F 小豆島町地藏崎灯台
 - 点 イ AからB見通し線とDからC見通し延長線との交差点
 - 〃 ロ AからB見通し延長線とEからF見通し線との交差点
 - 〃 ハ EからF見通し線上ロからFへ850メートルのところ
 - 〃 ニ DからC見通し延長線上イから東へ850メートルのところ
 - 〃 ホ BからA見通し線上イからAへ30メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第31号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島東側地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町地蔵崎灯台

〃 B 御殿鼻

〃 C 丸山大西鼻

〃 D 大島東端

〃 E 大島東の高頂

〃 F 大島北東端

〃 G 土庄町豊島東端

〃 H 鎧島北端

〃 I 鎧島南東端

点 イ BからG見通し線とIからE見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し延長線とEからH見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し延長線とFからA見通し線との交差点

〃 ニ BからG見通し線とFからA見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第32号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

基点A 高松市長崎鼻西端

〃 B 大島アバギの鼻西端

〃 C 重岩

〃 D 大島北西端

〃 E 矢竹島北端

〃 F 土庄町豊島東端

〃 G 高松市男木島高頂 (213メートル)

〃 H 高松市男木島南端

点 イ DからE見通し延長線とCからG見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Dイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、魚類小割式養殖業（区第835号）の漁場区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第33号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町船かくし地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

〃 B 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 C 高松市屋島長崎鼻中の高頂

〃 D 高松市屋島長崎鼻北の高頂

〃 E 高松市屋島長崎鼻北端

〃 F 大島アバギの鼻西端

〃 G 大島東の高頂

〃 H 大島東端

〃 I 白石

〃 J 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

〃 K 庵治漁港旧一文字灯台

点 イ BからF見通し線とEからI見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線とCからK見通し線との交差点

〃 ハ CからK見通し線上ロからKへ50メートルのところ

〃 ニ AからH見通し線とDからJ見通し線との交差点

〃 ホ AからG見通し線とEからI見通し線との交差点

〃 へ EからI見通し線上イからIへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
-----	-----

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第34号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島東地先

イ 点の位置

基点A 土庄町、小豆島町境界

〃 B 小豆島町蒲生角田川尻

〃 C 小豆島町沖の鼻南端

〃 D 高松市庵治町高島東端

〃 E 大余島南端

〃 F 大余島北東護岸の北端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第35号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町大余島南地先

イ 点の位置

基点A 門ヶ鼻南端

〃 B 木香西鼻南東端

〃 C ホテル観海楼前棧橋

〃 D 双子浦浜野別荘東側埋立地西端

- 〃 E 小豆島町室生弁天島高頂
- 〃 F 小豆島町長者鼻西端
- 〃 G さぬき市小串崎北端
- 〃 H 高松市庵治町高島西端
- 〃 I アワラ島南端
- 点 イ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点
- 〃 ロ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
- 〃 ハ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点
- 〃 ニ CからH見通し線とハからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第36号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町鹿島南西地先

イ 点の位置

- 基点A 柳亀石の鼻南端
- 〃 B 門ヶ鼻南端
- 〃 C 黒崎南端
- 〃 D アワラ島北端
- 〃 E 豊島礼田崎南端
- 〃 F 高松市庵治町稲毛島東端
- 〃 G 高松市庵治町五剣山高頂 (西高頂366メートル)
- 〃 H 高松市庵治町太鼓鼻東端
- 〃 I 高松市庵治町高島西端
- 〃 J 大余島牛の子鼻西端
- 〃 K 土庄東港埋立地突出部南西角
- 〃 L 土庄東港埋立地南西角
- 〃 M 鹿島西鼻東端

- 点 イ AからG見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- 〃 ロ BからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点

- 〃 ハ BからH見通し線上口からHへ250メートルのところ
- 〃 ニ DからC見通し線延長線とFからK見通し線との交差点
- 〃 ホ FからK見通し線とIからL見通し線との交差点
- 〃 へ IからL見通し線とJからM見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へM、MAの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第37号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千軒地先

イ 点の位置

基点A 千軒川尻

- 〃 B 千軒海岸北側突堤基部
- 〃 C 黒崎南端
- 〃 D 高松市庵治町大島西端
- 〃 E 高松市女木島南端
- 〃 F 小豊島高頂 (133メートル)

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

- 〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第38号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町戸形崎南地先

イ 点の位置

基点A 戸形崎南西端

〃 B 千軒西滝川尻

〃 C 黒崎南端

〃 D 高松市女木島南端

〃 E 百尋磯灯浮標

〃 F 小豊島高頂 (133メートル)

点 イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、灯浮標周囲144メートル以内の区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり 養 殖 業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第39号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町戸形崎地先

イ 点の位置

基点A 沖之島南端

〃 B 室崎西端

〃 C 小瀬港西防波堤北端

〃 D 戸形崎南西端

〃 E 百尋磯灯浮標

〃 F 小豊島ツミ東端

〃 G 小豊島砂鼻南東端

点 イ CからF見通し線とAからB見通し延長線との交差点

〃 ロ EからG見通し線とAからB見通し延長線との交差点

〃 ハ EからG見通し線上Eから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロハ、ハDの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第40号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町アオギ地先

イ 点の位置

基点A 柚ノ浜川尻

〃 B 重岩

〃 C 中国電力南側ケーブルハウスから海岸沿い北へ100メートルのところ

〃 D 小瀬地区護岸南から2番目の階段

〃 E ガラモソワイ灯浮標

〃 F 小豊島砂鼻南東端

〃 G 豊島宮崎北端

〃 H 豊島虹崎北端

〃 I 岡山県岡山市米崎東端

〃 J 沖之島南端

〃 K 室崎西端

〃 L フトガ鼻南西端

〃 M 泊ノ鼻突端

〃 N 柚ノ浜北端から海岸沿い北へ100メートルのところ

点 イ AからH見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ BからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ150メートルのところ

〃 ハ CからF見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線とJからK見通し延長線との交差点

〃 ホ BからG見通し線上最大高潮時海岸線からGへ450メートルのところ

〃 へ AからH見通し線上Aから450メートルのところ

〃 ト NからI見通し線とへからL見通し線との交差点

〃 チ NからI見通し線とイからM見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハC、Dニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チイの9直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町土庄

計画番号区第41号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

〃 B 岡山県大多府島西端

〃 C 岡山県備前市鹿久居島東の高頂

〃 D 灘山墓地西端の岩

点 イ BからA見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからB見通し線上イからBへ1,750メートルのところ

〃 ハ DからC見通し線上DからCへ860メートルのところ

〃 ニ DからC見通し線上ハからDへ460メートルのところ

〃 ホ イからB見通し線上ロからイへ800メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、二ホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町大部

計画番号区第42号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦港地先

イ 点の位置

- 基点A 直島町井島鞍掛ノ鼻灯台
- 〃 B 甲崎
- 〃 C 岡山県岡山市切石鼻西端
- 〃 D 白崎北端
- 〃 E 亀石山高頂
- 〃 F 家浦港外一文字防波堤西端
- 〃 G 家浦港灯台
- 〃 H 甲崎山高頂

- 点 イ AからB見通し延長線とGからF見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し延長線とEからC見通し線との交差点
- 〃 ハ DからH見通し線とEからC見通し線との交差点
- 〃 ニ DからH見通し線とGからF見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号区第43号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島家浦地先 (団子瀬)

イ 点の位置

- 基点A 家浦、唐櫃境界 (深谷川尻)
- 〃 B 岡山県岡山市幸西外波崎
- 〃 C 亀石
- 〃 D 岡山県岡山市米崎
- 〃 E ケサガ鼻
- 〃 F 魚見山高頂 (103メートル)
- 〃 G 直島町井島戸尻鼻

- 点 イ AからB見通し線とFからE見通し延長線との交差点
- 〃 ロ CからD見通し線とイからG見通し線との交差点
- 〃 ハ CからD見通し線上口からDへ500メートルのところ
- 〃 ニ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島家浦

計画番号区第44号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島甲生地先

イ 点の位置

基点A ダツダカ鼻

〃 B 土庄中央漁業協同組合甲生支所油倉庫

〃 C 礼田崎

〃 D 黒崎

〃 E 高松市女木島南の高頂

〃 F 高松市勝賀山高頂

点 イ AからF見通し線上Aから550メートルのところ

〃 ロ BからE見通し線上Bから400メートルのところ

〃 ハ BからE見通し線とDからC見通し延長線との交差点

〃 ニ AからF見通し線上イからFへ875メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島甲生・家浦

計画番号区第45号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島南東地先

イ 点の位置

- 基点A 小豊島北端
- 〃 B 葛島東端
- 〃 C 重岩
- 〃 D 戸形崎北西端
- 〃 E 黒崎南端
- 〃 F 小豆島町地藏崎
- 〃 G アワラ島北端
- 〃 H アワラ島西端
- 〃 I 高松市男木島北西端
- 〃 J 豊島ダメの高頂 (233メートル)
- 〃 K 小豊島南西端
- 点 イ FからE見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点
- 〃 ロ イからB見通し線とAからC見通し線との交差点
- 〃 ハ DからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点
- 〃 ニ DからJ見通し線とKからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イハ、ハニ、ニKの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江

計画番号区第46号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小豊島地先
- イ 点の位置
 - 基点A 豊島虻山と壇山との窪
 - 〃 B 葛島北西端
 - 〃 C 葛島東端
 - 〃 D 土庄港入口灯浮標
 - 〃 E 高見山高頂 (115メートル)
 - 〃 F 小豆島町地藏崎
 - 〃 G 黒崎南端

- 〃 H 高松市男木島北西端
- 〃 I アワラ島北端
- 〃 J 小豊島横引鼻西端
- 〃 K 豊島送電用新鉄塔
- 点 イ FからG見通し延長線とHからI見通し延長線との交差点
- 〃 ロ JからB見通し線とDからA見通し線との交差点
- 〃 ハ イからC見通し線とDからA見通し線との交差点
- 〃 ニ イからC見通し線とEからK見通し線との交差点
- 〃 ホ JからB見通し線とEからK見通し線との交差点
- 〃 ヘ JからB見通し線上口からJへ110メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江・長浜

計画番号区第47号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末室崎南地先

イ 点の位置

- 基点A 室崎南西端
- 〃 B キビラの鼻南端
- 〃 C 八幡宮鳥居
- 〃 D フトガ鼻西端
- 〃 E 西岡1号けい船護岸北西端
- 〃 F 泊鼻北端
- 〃 G 小豊島ソミ東端

- 点 イ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ロ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ハ DからF見通し線とAからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロD、Dハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号区第48号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町伊喜末地先
- イ 点の位置
 - 基点A 葛島東端
 - 〃 B 赤ゾワイ
 - 〃 C 四海漁港1号防波堤突端
 - 〃 D 伊喜末小向鼻北端
 - 〃 E 室崎西端
 - 〃 F 泊鼻北端
 - 〃 G 豊島虹崎北端
- 点 イ AからF見通し線とCからB見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 Eロ、ロイ、イB、BDの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末・小江

計画番号区第49号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町葛島地先
- イ 点の位置
 - 基点A 葛島西第4号灯浮標
 - 〃 B 葛島西端
 - 〃 C 葛島南端

- 〃 D 葛島東端
- 〃 E 伊喜末小向鼻
- 〃 F 室崎西端
- 〃 G 戸形崎西端
- 〃 H 小豊島北西端
- 点 イ BからH見通し線とEからC見通し延長線との交差点
- 〃 ロ DからG見通し線とEからC見通し線との交差点
- 〃 ハ DからG見通し線とFからA見通し線との交差点
- 〃 ニ BからH見通し線とFからA見通し線との交差点
- 〃 ホ BからH見通し線上イからHへ100メートルのところ
- 〃 へ DからG見通し線上ロからGへ100メートルのところ
- 〃 ト DからG見通し線上ハからGへ100メートルのところ
- 〃 チ BからH見通し線上ニからHへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町伊喜末

計画番号区第50号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町沖之島南地先

イ 点の位置

- 基点A 沖之島西端
- 〃 B 沖之島ホトダ鼻南端
- 〃 C 沖之島灯台
- 〃 D 戸形崎西端
- 〃 E 豊島宮崎北西端
- 〃 F 葛島南端

- 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第51号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町沖之島北地先

イ 点の位置

基点A ナガ崎高頂 (42メートル)

〃 B 沖之島北東端

〃 C 沖之島北側護岸西端

〃 D 葛島ヨミガ鼻北端

〃 E 一ノソワイ

〃 F 千振島東端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第52号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町千振島西地先

イ 点の位置

基点A 千振島高頂

〃 B 一ノソワイ

〃 C 沖之島魚釣崎北端

- 〃 D 沖之島ウマガタロ
- 〃 E 葛島ヨミガ鼻北端
- 〃 F 葛島北西端
- 〃 G 岡山県金甲山高頂
- 〃 H 岡山県岡山市犬島沖竹の子島高頂
- 〃 I 岡山県岡山市犬島白石灯標
- 点 イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ニ AからF見通し線とDからH見通し線との交差点
- 〃 ホ AからF見通し線上イからFへ100メートルのところ
- 〃 ヘ BからE見通し線上ロからEへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホへ、へハ、ハニ、ニホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第53号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 小豆郡土庄町小江ナガ崎地先
- イ 点の位置
 - 基点A 大浦
 - 〃 B ナガ崎西端
 - 〃 C イヅミ岩高頂
- ウ 漁場の区域 AC、CBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江

計画番号区第54号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町長浜地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートルのところ

〃 B 満山尻高頂 (85メートル)

〃 C 長浜高浜川尻

〃 D 早崎北端

〃 E 屋形崎鼻北端

〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ

〃 G 岡山県瀬戸内市黄島灯台

〃 H 岡山県瀬戸内市前島女松山高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ハ AからF見通し線上口からイへ50メートルのところ

〃 ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮

計画番号区第55号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦元目地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートル

〃 B 高尾山高頂 (104.4メートル)

〃 C (株)日本砂利小豆島事務所東側棧橋西基部

〃 D 屋形崎鼻北端

- 〃 E 琴塚漁港北防波堤突端
- 〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ
- 〃 G 岡山県瀬戸内市黄島東端
- 〃 H 岡山県瀬戸内市黄島西の高
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- 〃 ロ AからF見通し線上イからFへ50メートルのところ
- 〃 ハ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ニ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
- 〃 ホ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町北浦

計画番号区第56号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町北浦小島地先

イ 点の位置

基点A 千振島南端から真方位0度100メートル

- 〃 B 早崎北端
- 〃 C 見目漁港東防波堤突端
- 〃 D 小海地藏鼻の東の鼻の電柱 (178次3)
- 〃 E 琴塚漁港北防波堤突端
- 〃 F 妙見崎から真方位0度500メートルのところ
- 〃 G 岡山県瀬戸内市青島東端
- 〃 H 岡山県瀬戸内市黄島東の高

- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- 〃 ロ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点
- 〃 ニ CからH見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町北浦

計画番号区第57号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃小宮崎地先

イ 点の位置

基点A 甲崎山高頂

〃 B 虻崎北端

〃 C 白崎

〃 D 直島町井島戸尻鼻

〃 E 春日川中央

〃 F 宮崎

〃 G カナメ石

〃 H 小豊島中の高

〃 I 高松市庵治町大島北の高

点 イ AからB見通し延長線とHからF見通し延長線との交差点

〃 ロ CからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

〃 ハ DからB見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点

〃 ニ IからG見通し延長線上ハからロへ100メートルのところ

〃 ホ イからE見通し線とDからB見通し延長線との交差点

〃 ヘ イからE見通し線上ホからEへ60メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニへ、へイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

計画番号区第58号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡土庄町豊島唐櫃地先 (団子瀬)

イ 点の位置

基点A 唐櫃、家浦境界 (深谷川尻)

〃 B 小宮崎東端

〃 C 千振島北端

〃 D 岡山県岡山市飯盛岩

〃 E 岡山県岡山市幸西外波崎

〃 F ケサガ鼻

〃 G 魚見山高頂 (103メートル)

点 イ AからE見通し線とGからF見通し延長線との交差点

〃 ロ イからC見通し線上イから200メートルのところ

〃 ハ イからC見通し線とBからD見通し線との交差点

〃 ニ BからD見通し線上ハからDへ500メートルのところ

〃 ホ AからE見通し線上イからEへ500メートルのところ

〃 ヘ ホからニ見通し線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニへ、へロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり 養 殖 業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡土庄町豊島唐櫃

計画番号区第59号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田西泊地先

イ 点の位置

基点A ヨボシ岩

〃 B 星ヶ城高頂 (817メートル)

〃 C 土庄町、小豆島町境界

〃 D 西泊の鼻

〃 E 岡山県備前市鹿久居島東端

点 イ BからC見通し延長線とDからA見通し線との交差点

〃 ロ DからA見通し線上イからAへ800メートルのところ

- 〃 ハ ロからE見通し線上ロから320メートルのところ
- 〃 ニ AからE見通し線上Aから320メートルのところ
- 〃 ホ AからE見通し線上Aから640メートルのところ
- 〃 ヘ BからC見通し延長線上イから北へ620メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第60号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉田本場地先

イ 点の位置

基点A 釣磯

- 〃 B 犬戻り
- 〃 C 吉田川右岸防砂堤基部から護岸沿い南へ75メートルのところ
- 〃 D 藤崎東端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

- 〃 ロ DからB見通し線上イからBへ70メートルのところ
- 〃 ハ AからC見通し線と平行にロから南西へ200メートルのところ
- 〃 ニ AからC見通し線上イからCへ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月20日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第61号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福田小島地先

イ 点の位置

基点A 小島東端

〃 B 小島西端

〃 C 丸山高頂

〃 D 黄金鼻

点 イ BからC見通し線上Bから400メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから400メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロAの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第62号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福田地先

イ 点の位置

基点A マナイタ岩

〃 B ウノ石

〃 C 金ヶ崎

〃 D 兵庫県姫路市高島北西端

点 イ BからD見通し線とCからA見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線上イからDへ350メートルのところ

〃 ハ BからD見通し線上イからDへ1,850メートルのところ

〃 ニ CからA見通し延長線と平行にロから南東へ1,500メートルのところ

〃 ホ CからA見通し延長線と平行にハから南東へ1,500メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホニ、ニロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町吉田・福田

計画番号区第63号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町橋地先

イ 点の位置

基点A 橋漁港北防波堤基部

〃 B 兵庫県南あわじ市丸山崎西端

〃 C さぬき市鷹島高頂

〃 D 兵庫県姫路市高島高頂

〃 E 笠ヶ鼻東端

点 イ AからB見通し線とDからC見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからAへ100メートルのところ

〃 ハ EからB見通し線とDからC見通し線との交差点

〃 ニ EからB見通し線上Eから350メートルのところ

〃 ホ AからB見通し線上ロからAへ2,250メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町橋

計画番号区第64号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手大泊地先

イ 点の位置

基点A 風ノ子島東端

〃 B 水ノ子礁

〃 C 北谷北の鼻南端

〃 D ずらし

点 イ AからB見通し線上Aから800メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから2,300メートルのところ

〃 ハ ロからC見通し線上ロから1,800メートルのところ

〃 ニ イからD見通し線上イから1,300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第65号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手小島南東地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

〃 B 小島東端

〃 C 馬戸防砂堤 (東から4本目)

〃 D なごら鼻の大石

〃 E 大角鼻沖播磨灘航路第1号灯浮標

〃 F さぬき市大串崎北の高頂 (145メートル)

〃 G 小豆島町チョウシャノ鼻東端

〃 H 大福部島北西端

点 イ AからH見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ FからD見通し線上Dから150メートルのところ

〃 ハ ロからG見通し線とイからE見通し線との交差点

〃 ニ CからH見通し線とイからE見通し線との交差点

〃 ホ CからH見通し線とBからロ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第66号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福部島北東地先

イ 点の位置

基点A 小豆島町チョウシャノ鼻東端

〃 B 小豆島町大崎東端

〃 C 塩谷鼻

〃 D 小島高頂

〃 E かぶとの山高頂

〃 F なごら鼻の大石

〃 G 大角鼻南端

〃 H 小福部島東端

〃 I 大福部島西端

点 イ HからG見通し線上Hから70メートルのところ

〃 ロ HからG見通し線上イからGへ1,000メートルのところ

〃 ハ FからA見通し線とEからD見通し延長線との交差点

〃 ニ FからA見通し線とイからC見通し線との交差点

〃 ホ イからB見通し線とIからニ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第67号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦東地先

イ 点の位置

- 基点A 大角鼻
- 〃 B 大角鼻北の高頂 (160メートル)
- 〃 C 大手城の鼻
- 〃 D 堀越漁港防波堤突端
- 〃 E 堀越西の鼻東端
- 〃 F 大岳鼻
- 〃 G 田浦東海岸の水門
- 〃 H 塩谷鼻
- 〃 I 大福部島東端
- 〃 J 大福部島西端
- 〃 K 小豆島町チョウシャノ鼻
- 点 イ HからA見通し線とJからE見通し線との交差点
- 〃 ロ FからB見通し線とIからC見通し線との交差点
- 〃 ハ ロからD見通し線とCからK見通し線との交差点
- 〃 ニ イからG見通し線とCからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手・苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第68号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦南地先

イ 点の位置

- 基点A 沖ノハナゲ灯浮標
- 〃 B 中鼻
- 〃 C なごら鼻の大石
- 〃 D 大角鼻
- 〃 E さぬき市大鼻
- 〃 F さぬき市馬ヶ鼻灯台
- 〃 G 小豆島町花寿波島
- 〃 H 小豆島町蒲野山山頂 (99メートル)
- 点 イ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点

- 〃 ロ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ホ BからE見通し線上ハからEへ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第69号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町田浦西地先

イ 点の位置

基点A 地ノハナゲ灯浮標

- 〃 B 沖ノハナゲ灯浮標
- 〃 C 中ノ鼻
- 〃 D 塩谷鼻

〃 E 小豆島町小蒲野南防砂堤突端

〃 F 小豆島町長崎漁港南防波堤基部

点 イ AからB見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とDからE見通し線との交差点

〃 ハ FからC見通し線上イからCへ50メートルのところ

〃 ニ EからD見通し線上ロからDへ50メートルのところ

〃 ホ DからE見通し線上ロからEへ100メートルのところ

〃 ヘ CからF見通し線上イからFへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第70号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町吉野地先

イ 点の位置

基点A 観音崎北西端

〃 B 吉野崎西端

〃 C 長者鼻西端より海岸沿い北へ100メートルのところ

〃 D 高松市庵治町高島北の高頂

〃 E 高松市庵治町高島北端

〃 F 土庄町国際ホテル北端

点 イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ AからE見通し線上口からAへ1,200メートルのところ

〃 ニ BからD見通し線上イからBへ1,200メートルのところ

〃 ホ CからF見通し線上口からFへ75メートルのところ

〃 へ ニからハ見通し延長線上ハから275メートルのところ

ウ 漁場の区域 イホ、ホへ、へニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町池田・蒲生・室生・二面・吉野・蒲野・神ノ浦

計画番号区第71号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町二面地先

イ 点の位置

基点A 沖の鼻南西端

〃 B 城山トンネル南口

〃 C 観音崎南端

〃 D 長者鼻東の高頂

- 〃 E 長者鼻立石
- 〃 F 土庄町門ヶ鼻南端
- 点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ハ BからD見通し線上ロからDへ300メートルのところ
- 〃 ニ AからE見通し線上イからEへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月15日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町二面

計画番号区第72号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町飛崎地先

イ 点の位置

基点A 土庄町浜野別荘東側埋立地西端

- 〃 B 入部漁港南防波堤基部
- 〃 C 東蒲生南防波堤基部
- 〃 D 飛崎南端
- 〃 E 弁天島高頂
- 〃 F 観音崎南端
- 〃 G 吉野高頂 (208メートル)
- 〃 H 長者鼻西端
- 〃 I 崩鼻南西端
- 〃 J さぬき市小串崎北端
- 〃 K 高松市庵治町稲毛島東端
- 〃 L 土庄町門ヶ鼻南端
- 〃 M 土庄町木香西鼻南東端
- 〃 N 土庄町小豆 (アズキ) 島高頂

点 イ AからJ見通し線とLからH見通し線との交差点

- 〃 ロ BからJ見通し線とMからE見通し線との交差点
- 〃 ハ BからJ見通し線とイからG見通し線との交差点
- 〃 ニ NからI見通し線とEからK見通し線との交差点

ハ ホイからG見通し線とDからニ見通し延長線との交差点

ヘ ヘロからF見通し線とCからニ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ハホ、ホニ、ニヘ、ヘロ、ロハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町池田・蒲生・室生・二面・吉野・蒲野・神ノ浦

計画番号区第73号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生地先

イ 点の位置

基点A 観音崎南端

ハ B 沖の鼻南端

ヘ C 大麻山高頂

ロ D 東蒲生南防波堤基部

ニ E 土庄町弁天島北端

ホ F 土庄町大余島南端

ヘ G 高松市庵治町兜島北端

ロ H 高松市庵治町高島南東端

点 イ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点

ロ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点

ハ BからF見通し線とCからH見通し線との交差点

ニ AからE見通し線と直角にイから南へ引いた線とBからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町蒲生

計画番号区第74号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻北端

〃 B 長崎鼻南の高頂

〃 C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ

〃 D 相引川尻中央点 (牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)

〃 E 庵治町丸山大西鼻南西端

〃 F 庵治町丸山高頂 (66メートル)

〃 G 庵治町皇神鼻

〃 H 庵治町白石

〃 I 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 J 男木島南の高頂 (185メートル)

〃 K 女木島北端

〃 L 庵治町兜島西端

点 イ DからI見通し線とAからH見通し線との交差点

〃 ロ DからI見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 ハ HからA見通し線上イからAへ50メートルのところ

〃 ニ GからB見通し線上ロからBへ50メートルのところ

〃 ホ DからI見通し線と平行にニから北へ250メートルのところ

〃 ヘ AからH見通し線とEからJ見通し線との交差点

〃 ト BからG見通し線とFからK見通し線との交差点

〃 チ CからL見通し線とEからJ見通し線との交差点

〃 リ ヘからト見通し線とホからチ見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 ハホ、ホリ、リヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第75号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻西部地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻石垣西端

〃 B 浦生護岸北端

〃 C 浦生漁港1号防波堤突端

〃 D 旧半学塩田西端

〃 E 女木町日蓮上人記念碑

〃 F 土庄町小豊島西端

点 イ AからC見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線上ロからBへ120メートルのところ

〃 ニ BからE見通し線上ロからEへ200メートルのところ

〃 ホ イからE見通し線とDからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第76号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市浜ノ町海水浴場地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B ヨットハーバー西防波堤基部から護岸沿い東へ70メートルのところ

〃 C 海水浴場西防波堤基部から護岸沿い西へ164メートルのところ

〃 D 小槌島高頂

〃 E 直島町井島東端

〃 F 女木島西端

点 イ BからF見通し線上Bから400メートルのところ

〃 ロ BからF見通し線上Bから110メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから110メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第77号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市瀬戸内町高松漁港西地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 瀬戸内町高松漁港西側埋立地北東角防波堤基部

〃 C 摺鉢谷川東側護岸北西端

〃 D 摺鉢谷川西側護岸北東端

〃 E 旧新塩田埋立地北側護岸屈曲部

〃 F 旧新塩田埋立地北側護岸西端

〃 G 小槌島高頂

〃 H 土庄町豊島后飛崎西端

〃 I 土庄町豊島ダダガ高頂 (トギリ山)

点 イ AからG見通し線とBからI見通し線との交差点

〃 ロ BからI見通し線上Bから50メートルのところ

〃 ハ CからH見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ニ DからH見通し線上Dから50メートルのところ

〃 ホ EからH見通し線上Eから50メートルのところ

〃 へ FからH見通し線上Fから50メートルのところ

〃 ト AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第78号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市郷東町貯木場地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 貯木場西防波堤基部

〃 C 貯木場埋立地北側護岸西角から護岸沿い東へ30メートルのところ

〃 D 小槌島高頂

〃 E 土庄町豊島坊主島南端

〃 F 土庄町豊島ダダガ鼻

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線上Bから120メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから50メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第79号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町東部地先 (マスノモ)

イ 点の位置

基点A 女木島南東端

〃 B 八幡神社鳥居

〃 C 女木海水浴場棧橋から海岸沿い南へ25メートルのところ

- 〃 D 女木海水浴場棧橋から海岸沿い北へ300メートルのところ
- 〃 E 魚戸南鼻
- 〃 F 女木島北端
- 〃 G 大槌島南端
- 〃 H 土庄町豊島カイカキ埼
- 〃 I 土庄町豊島東端
- 〃 J 庵治町矢竹島北端
- 〃 K 庵治町稲毛島南端
- 〃 L 庵治町遠見山高頂 (235メートル)
- 〃 M 屋島台頂北端 (北嶺北端)
- 〃 N 浦生護岸北端
- 点 イ AからJ見通し線とBからN見通し線との交差点
- 〃 ロ AからK見通し線とCからN見通し線との交差点
- 〃 ハ DからM見通し線上Dから450メートルのところ
- 〃 ニ DからM見通し線上Dから1,100メートルのところ
- 〃 ホ EからL見通し線上Eから1,550メートルのところ
- 〃 へ ホからI見通し線とGからF見通し延長線との交差点
- 〃 ト ハからH見通し線とFからJ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニホ、ホへ、へト、トハ、ハイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- オ 海底電線敷設区域については、同施設を損傷しないよう操業しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第80号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市女木町西浦地先
- イ 点の位置
 - 基点A 西浦漁港北防波堤屈曲部から南へ40メートルのところ
 - 〃 B ハギシバリ (崩落後)
 - 〃 C 大槌島北端
 - 〃 D 大槌島南端
- 点 イ AからD見通し線上Aから300メートルのところ

- 〃 ロ AからD見通し線上Aから1,050メートルのところ
- 〃 ハ BからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
- 〃 ニ BからC見通し線上ハからCへ350メートルのところ
- 〃 ホ BからC見通し線上ハからCへ1,050メートルのところ
- 〃 ヘ ホからロ見通し線上ホから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロへ、へニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第81号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦漁港地先

イ 点の位置

基点A 西浦漁港北から2番目の防砂堤基部から海岸沿い北へ50メートルのところ

- 〃 B 大槌島高頂
- 〃 C ホジ浦の中鼻
- 〃 D 大槌島北端

点 イ AからB見通し線上Aから400メートルのところ

- 〃 ロ AからB見通し線上Aから1,050メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線上Cから750メートルのところ
- 〃 ニ CからD見通し線上Cから400メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第82号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市帆槌鼻地先

イ 点の位置

基点A 高松市女木町海底電線取付電柱から海岸沿いに北へ50メートルのところ

〃 B 屋島台頂南端 (南嶺南端)

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上イから250メートルのところ

〃 ハ Aから海岸沿い北東に500メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線と平行にハから南東へ100メートルのところ

〃 ホ AからB見通し線と平行にニから南東へ250メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第83号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木町東部地先

イ 点の位置

基点A 男木島北東端

〃 B 土庄町豊島ダミの鼻南端

〃 C 土庄町豊島東端

〃 D 庵治町兜島南端

〃 E 庵治町矢竹島南端

〃 F 女木島東端

〃 G 大井地区2号防砂堤突端

点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ロ GからE見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ハ GからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ニ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市男木町

計画番号区第84号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木港西地先

イ 点の位置

基点A 男木町水落ち

〃 B 獅子の口鼻西端

〃 C 女木町日蓮上人記念碑

〃 D 女木島西端

〃 E 大崎鼻北端

〃 F 紅ノ峰鼻北西端

〃 G 直島町井島戸尻鼻

〃 H 土庄町豊島家浦高頂 (114メートル)

〃 I 土庄町アワラ島高頂

〃 J 男木島北端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

〃 ニ IからJ見通し延長線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市男木町

計画番号区第85号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西本町埋立地地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 本津川左岸突端

〃 C 香西本町埋立地北東角

〃 D 香西本町埋立地北西角

〃 E 香西港西防波堤灯台から防波堤沿い基部へ105メートルのところ (赤ペンキで標示)

〃 F 小槌島高頂

〃 G 土庄町豊島甲崎の高 (84メートル)

点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 ロ 香西本町埋立地東護岸延長線上Cから北へ15メートルのところ

〃 ハ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点

〃 ニ AからF見通し線上ハからAへ300メートルのところ

〃 ホ Dから二見通し線上Dから15メートルのところ

〃 ヘ ホからロ見通し延長線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イへ、へホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第86号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市香西北町鯉川地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 香西本町埋立地北西角

〃 C 香西港西防波堤灯台から防波堤沿い基部へ105メートルのところ (赤ペンキで)

標示)

- 〃 D 香西港西埋立地北東角
- 〃 E 神在港東防波堤基部から護岸沿い東へ30メートルのところ
- 〃 F 神在鼻
- 〃 G 小槌島高頂
- 〃 H 土庄町豊島壇山高頂 (340メートル)
- 〃 I 土庄町豊島甲崎の高 (84メートル)
- 点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点
- 〃 ロ BからF見通し線とDからI見通し線との交差点
- 〃 ハ BからF見通し線とEからH見通し線との交差点
- 〃 ニ AからG見通し線とEからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町

計画番号区第87号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市神在川窪町地先
- イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

- 〃 B 香西港西埋立地北西角
- 〃 C 神在港西防波堤基部
- 〃 D 解体場北防波堤突端
- 〃 E 神在鼻
- 〃 F 小槌島高頂
- 〃 G 直島町柏島西端
- 〃 H 直島町柏島高頂 (103メートル)
- 〃 I 土庄町豊島中山高頂 (204メートル)
- 点 イ AからF見通し線とCからI見通し線との交差点
- 〃 ロ BからD見通し線とCからI見通し線との交差点
- 〃 ハ ロからE見通し線とDからH見通し線との交差点

〃 ニ EからG見通し線上Eから150メートルのところ

〃 ホ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれる区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町

計画番号区第88号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 神在川窪町埋立地北角

〃 C 生島港北防波堤突端

〃 D トビノ巣鼻北東端

〃 E 小槌島高頂

〃 F 直島町オカメノ鼻南端

〃 G 土庄町豊島礼田崎南端

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ AからE見通し線上イからAへ150メートルのところ

〃 ニ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点

〃 ホ BからD見通し線とCからG見通し線との交差点

〃 へ BからD見通し線上ロからBへ150メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町・生島町・亀水町

計画番号区第89号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町旧生島塩田地先

イ 点の位置

基点A 旧生島塩田北東護岸北端

〃 B 小坂東防波堤基部

〃 C 生島港北防波堤突端

点 イ BからC見通し線上Bから60メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から11月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第90号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町・亀水町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

〃 B 神在鼻ミコ石 (赤ペンキで標示)

〃 C 生島港北防波堤突端

〃 D 紅ノ峰高頂 (245メートル)

〃 E 紅ノ峰鼻北端

〃 F 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)

〃 G 小槌島高頂

〃 H 直島町荒神島西端

〃 I 直島町直島オカメノ鼻南端

点 イ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

- 〃 ロ BからE見通し線とCからI見通し線との交差点
- 〃 ハ EからF見通し線上Eから750メートルのところ
- 〃 ニ EからG見通し線上Eから750メートルのところ
- 〃 ホ EからH見通し線とAからG見通し線との交差点
- 〃 ヘ ホからF見通し線上ホから230メートルのところ
- 〃 ト BからE見通し線とDからI見通し線との交差点
- 〃 チ DからI見通し線上トからIへ100メートルのところ
- 〃 リ BからE見通し線上EからBへ200メートルのところ
- 〃 ヌ DからI見通し線と平行にリから北へ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トチ、チヌ、ヌリ、リE、Eハ、ハニ、ニへ、へホ、ホイの11直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第91号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町地先

イ 点の位置

基点A ヨットハーバー東側埋立地護岸中央角から護岸沿い東へ38メートルのところ (白ペンキで標示)

- 〃 B 紅ノ峰鼻北端
- 〃 C 亀水養殖場北西角
- 〃 D 大崎鼻北峰高頂 (206メートル)
- 〃 E 大崎鼻北東端
- 〃 F 小槌島高頂
- 〃 G 直島町荒神島西端

点 イ AからF見通し線とBからG見通し線との交差点

- 〃 ロ CからE見通し延長線とDからイ見通し線との交差点
- 〃 ハ CからE見通し延長線とBからD見通し線との交差点
- 〃 ニ BからD見通し線上ハからBへ130メートルのところ
- 〃 ホ Dからイ見通し線上ロからイへ90メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第92号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島東地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ首島北端

〃 B 井島戸尻鼻北端

〃 C 土庄町豊島亀石北端

〃 D 土庄町豊島甲崎北端

〃 E 井島鞍掛ノ鼻東端

〃 F 尾高島東端

〃 G 姫泊山高頂 (99メートル)

点 イ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点

〃 ハ CからD見通し延長線とGからE見通し延長線との交差点

〃 ニ CからD見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第93号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町角崎地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臈島北東の高頂

〃 B 六郎島北端

〃 C 井島鞍掛ノ鼻南東端

〃 D 庵治町兜島北端

〃 E 尾高島東端

〃 F 柏島東の高頂 (76メートル)

〃 G 積浦漁港南一文字防波堤南端

〃 H 向島猫鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とCからG見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とFからE見通し延長線との交差点

〃 ハ FからE見通し延長線とHからD見通し線との交差点

〃 ニ GからC見通し線とHからD見通し線との交差点

〃 ホ AからB見通し延長線上口から東へ100メートルのところ

〃 へ HからD見通し線上ハからDへ100メートルのところ

〃 ト ホからへ見通し線上ホから450メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロト、トへ、へニ、ニイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第94号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町向島北地先

イ 点の位置

基点A 井島ナカ鼻西端

〃 B 井島鞍掛ノ鼻西端

〃 C 京ノ上臈北東の高頂

〃 D 六郎島北端

〃 E ベンザイ天

〃 F 向島荒崎鼻北東端

〃 G 向島白石

- 〃 H ハコ島北端
- 点 イ AからG見通し線とCからD見通し延長線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とHからF見通し延長線との交差点
- 〃 ニ AからG見通し線とFからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第95号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町井島西地先

イ 点の位置

基点A 喜兵衛島南東端

- 〃 B 岡山県玉野市出崎南端
- 〃 C 井島へらが崎ベニ石
- 〃 D 井島出崎西端
- 〃 E 井島南の高頂 (114メートル)
- 〃 F 向島ツンボ鼻北端
- 〃 G 家島北西端
- 〃 H 六郎島北端
- 〃 I 六郎島南端
- 〃 J 局島北端
- 〃 K 井島ナカ鼻南西端
- 点 イ BからF見通し線とCからJ見通し線との交差点
- 〃 ロ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ハ DからG見通し線とEからI見通し線との交差点
- 〃 ニ EからI見通し線とAからH見通し延長線との交差点
- 〃 ホ AからH見通し線とCからJ見通し線との交差点
- 〃 へ CからJ見通し線上イからJへ250メートルのところ
- 〃 ト BからF見通し線とへからK見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第96号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臈島地先

イ 点の位置

基点A 六郎島北端

〃 B 井島ヘラガ崎ベニ石

〃 C 玉野市蛭子島高頂

〃 D 大ハタゴ島南端

〃 E 中島中央

〃 F 喜兵衛島北端

〃 G 喜兵衛島南東端

〃 H 安野島南端

〃 I 葛島北頂の窪

〃 J 京ノ上臈島東端

点 イ AからG見通し線とIからH見通し延長線との交差点

〃 ロ AからG見通し線とCからJ見通し線との交差点

〃 ハ BからD見通し線とCからJ見通し線との交差点

〃 ニ BからD見通し線とEからF見通し延長線との交差点

〃 ホ EからF見通し延長線とIからH見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第97号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町荒神島南地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市ナキンダ鼻東端

〃 B 葛島西端

〃 C 葛島南の高頂

〃 D 荒神島西端

〃 E 荒神島ニザエモン鼻南東端

〃 F 串山ノ鼻北端

〃 G 串山ノ鼻南端

〃 H 組石灯標

〃 I 岡山県玉野市犬戾鼻南端

点 イ AからB見通し延長線とGからH見通し延長線との交差点

〃 ロ CからD見通し延長線とFからI見通し線との交差点

〃 ハ FからI見通し線とEからH見通し線との交差点

〃 ニ FからI見通し線上口からIへ50メートルのところ

〃 ホ GからH見通し延長線上イから西へ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 ニハ、ハH、Hホ、ホニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第98号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町琴反地・外ヶ浜・倉浦地先

イ 点の位置

基点A 組石灯標

〃 B 串山ノ鼻南端

〃 C 地藏山高頂

〃 D 揚島南端

- 〃 E オカメノ鼻棧橋基部
- 〃 F 磯玉姫の鼻
- 〃 G 波無の鼻南端
- 〃 H 小林の鼻
- 〃 I 土庄町豊島礼田崎南端
- 〃 J 柏島高頂
- 〃 K 柏島南西端
- 点 イ AからJ見通し線とCからD見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからJ見通し線とIからG見通し延長線との交差点
- 〃 ハ AからJ見通し線上口からJへ250メートルのところ
- 〃 ニ FからK見通し線とHからG見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イハ、ハニ、ニF、FEの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、揚島養魚場内を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第99号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町地先

イ 点の位置

- 基点 A 王越町宮ノ鼻
- 〃 B 旧木沢塩田防砂堤突端
- 〃 C 大崎鼻県道上の展望台
- 〃 D 大崎鼻 (高松市、坂出市境界)
- 〃 E 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)
- 〃 F 岡山県玉野市新割山高頂 (234メートル)
- 〃 G 乃生岬
- 〃 H 三木水産作業場北端
- 〃 I 乃生海岸南防砂堤西角から防波堤沿い突端へ70メートルのところ
- 点 イ BからE見通し線とHからA見通し延長線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とCからG見通し線との交差点
- 〃 ハ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点

- 〃 ニ AからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ホ DからG見通し線とFからI見通し線との交差点
- 〃 へ AからH見通し線とFからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へA、AIの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第100号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町地先

イ 点の位置

基点A 馬返し鼻西端

〃 B 小瀬居島北東端

〃 C 相模坊下4号防砂堤突端

〃 D 瀬居島南端

〃 E 松ヶ浦港北防波堤突端

〃 F 松ヶ浦港西防波堤突端

点 イ AからB見通し線上Aから230メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから450メートルのところ

〃 ハ EからD見通し線とFからロ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 AI、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、AE間最大高潮時海岸線から沖出し10メートルの区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町
計画番号区第101号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富町大番水門尻地先

イ 点の位置

基点A 松浦旧塩田西角から護岸沿い北西へ150メートルのところ

〃 B 旧総社塩田北西護岸北角から護岸沿い南西へ150メートルのところ

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、大番橋地先海面にあっては、大番橋北西へ10メートルのところまでとする。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町
計画番号区第102号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市番ノ州町西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B 多度津町高見島北端

〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 D 多度津町佐柳島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから500メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島

計画番号区第103号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B Aから護岸沿い南へ500メートルのところ

〃 C 多度津町高見島高頂 (竜王の森298メートル)

〃 D 多度津町高見島北端

点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから500メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから500メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島、綾歌郡宇多津町

計画番号区第104号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町吉田地先

イ 点の位置

基点A 吉田埋立地西護岸南角防波堤基部

〃 B Aから護岸沿い北へ100メートルのところ

〃 C Bから護岸沿い北へ500メートルのところ

〃 D 多度津町高見島南端

〃 E 多度津町高見島高頂 (竜王の森298メートル)

点 イ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから500メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線上Cから500メートルのところ

〃 ニ CからE見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第105号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻地先

イ 点の位置

基点A 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い東へ250メートルのところ

〃 B 丸亀市本島町ジョウケンボ鼻

〃 C 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端

〃 D 丸亀市上真島南端

〃 E 新宇多津港防波堤突端

〃 F 坂出市与島西端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ 新宇多津港防波堤延長線と大東川尻右岸護岸（北浦埋立地西護岸）との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロE、Eハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、灯浮標周囲117メートル以内の区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第106号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町旧沖柵塩田東地先

イ 点の位置

基点A 旧沖柵塩田北護岸防砂堤突端

〃 B 丸亀市牛島東端

〃 C 旧沖柵塩田北護岸東角

〃 D 丸亀市本島東端

〃 E 詫間町志々島南端の窪

〃 F 坂出市瀬居島高頂 (112メートル)

〃 G 北浦埋立地北護岸西角

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上口からDへ100メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線上イからBへ100メートルのところ

〃 ホ CからD見通し線とAからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aホ、ホハ、ハニ、ニAの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第107号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町旧沖柵塩田西地先

イ 点の位置

基点A 旧沖柵塩田北護岸防砂堤基部から護岸沿い西へ40メートルのところ

〃 B 丸亀市牛島東端

〃 C 旧沖柵塩田北護岸西角

〃 D 丸亀市本島町小坂高頂 (204メートル)

〃 E 詫間町志々島南端の窪

〃 F 坂出市瀬居島高頂 (112メートル)

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上口からDへ100メートルのところ

- 〃 ニ AからB見通し線上イからBへ100メートルのところ
- 〃 ホ AからB見通し線上Aから150メートルのところ
- 〃 へ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第108号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市富士見町土器川尻地先

イ 点の位置

基点A 富士見町5丁目護岸北東端

〃 B 本島町カブラ崎鼻

〃 C 牛島西端

〃 D 旧土器塩田北護岸東角

〃 E 旧土器塩田北護岸西角

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから850メートルのところ

〃 ハ DからE見通し延長線と富士見町5丁目護岸との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロD、Eハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市 (丸亀市漁業協同組合の地区に限る。)

計画番号区第109号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市上真島地先

イ 点の位置

基点A 旧土器塩田北護岸東角

〃 B 牛島西端

〃 C 上真島北端

〃 D 上真島西端

〃 E 下真島北端

〃 F 富士見町5丁目護岸北西端

〃 G 富士見町5丁目護岸北東端から護岸沿い西へ160メートルのところ

〃 H 旧土器塩田北護岸西角

点 イ AからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ500メートルのところ

〃 ハ HからD見通し延長線とEからC見通し線との交差点

〃 ニ CからE見通し線上ハからEへ350メートルのところ

〃 ホ Gからニ見通し延長線上ニから500メートルのところ

〃 ヘ ニからG見通し線上ニから200メートルのところ

〃 ト ハからH見通し線上ハから200メートルのところ

〃 チ HからB見通し線とEからC見通し延長線との交差点

〃 リ HからB見通し線上チからHへ200メートルのところ

〃 ヌ AからB見通し線上イからAへ200メートルのところ

〃 ル トからへ見通し延長線とFからホ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 ロヌ、ヌリ、リチ、チハ、ハト、トル、ルホ、ホロの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第110号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市昭和町第3期埋立地地先

イ 点の位置

基点A 昭和町第3期埋立地北護岸東端から護岸沿い西へ100メートルのところ

- 〃 B 広島東端
- 〃 C 昭和町第3期埋立地北護岸西端から護岸沿い東へ200メートルのところ
- 〃 D 広島町白石鼻南端
- 点 イ AからB見通し線上Aから30メートルのところ
- 〃 ロ AからB見通し線上Aから230メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線上Cから230メートルのところ
- 〃 ニ CからD見通し線上Cから30メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第111号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市中津地先

イ 点の位置

基点A 下真島北端

- 〃 B 金倉川防砂堤突端
- 〃 C 丸亀市、多度津町境界
- 〃 D 多度津町亀笠島北端
- 〃 E 広島町羽節岩灯標
- 〃 F 広島西端

〃 G 広島町江ノ浦広島中学校建物中央

- 点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点
- 〃 ロ BからG見通し線上イからBへ300メートルのところ
- 〃 ハ BからF見通し線上Bから600メートルのところ
- 〃 ニ BからF見通し線上Bから100メートルのところ
- 〃 ホ CからE見通し線上Cから400メートルのところ
- 〃 へ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- 〃 ト CからE見通し線上へからEへ300メートルのところ
- 〃 チ BからG見通し線上イからGへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホト、トチ、チロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市（丸亀市漁業協同組合の地区に限る。）

計画番号区第112号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町堀江地先

イ 点の位置

基点A 丸亀市、多度津町境界

〃 B 丸亀市広島町羽節岩灯標

〃 C 堀江港東防波堤基部

〃 D 丸亀市広島西端（カレイ崎）

〃 E 丸亀市下真島高頂

〃 F 亀笠島高頂

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上口からDへ200メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線上イからBへ200メートルのところ

〃 ホ AからB見通し線上イからAへ750メートルのところ

〃 へ CからD見通し線上口からCへ700メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町大字多度津

計画番号区第113号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町大字西白方地先

イ 点の位置

基点A 西港町矢板防波堤基部

〃 B 海岸寺弘田川尻西防砂堤基部

〃 C 牛の首

〃 D 詫間港運會館

〃 E 詫間町三玉岩灯標

〃 F 高見島西端

〃 G 丸亀市広島西端 (カレイ崎)

〃 H 多度津港赤灯台

点 イ BからG見通し線とHからE見通し線との交差点

〃 ロ BからG見通し線とAからD見通し線との交差点

〃 ハ CからF見通し線とAからD見通し線との交差点

〃 ニ CからF見通し線とHからE見通し線との交差点

〃 ホ CからF見通し線上ニからFへ100メートルのところ

〃 へ BからG見通し線上イからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハホ、ホへ、へロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第114号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見港浦地区地先

イ 点の位置

基点A 古宮神社鳥居

〃 B Aから海岸沿い北西へ100メートルのところ

〃 C 板持東端

〃 D 小島高頂

〃 E 丸亀市牛島ハッセン鼻

〃 F 高見港浦地区南埋立地旧南角

〃 G 高見港浜地区青灯台

〃 H 詫間町志々島西端

- 〃 I 詫間町粟島城山高頂
- 点 イ BからE見通し線上Bから250メートルのところ
- 〃 ロ BからE見通し線とHからG見通し延長線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線上ロからEへ60メートルのところ
- 〃 ニ DからC見通し延長線とIからG見通し延長線との交差点
- 〃 ホ Fからニ見通し延長線上ニから60メートルのところ
- 〃 へ Fからニ見通し線上Fから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イハ、ハホ、ホへ、へイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町高見

計画番号区第115号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町箱地先
- イ 点の位置

- 基点A 本郷第3防砂堤突端
- 〃 B 箱浦港沖防波堤基部
- 〃 C 箱崎北端
- 〃 D 粟島阿島山高頂
- 〃 E 粟島牛ノ洲鼻南端
- 〃 F 塩生山高頂
- 〃 G 香田鼻
- 〃 H 観音崎
- 〃 I 黒崎鼻北端

- 点 イ AからD見通し線とBからI見通し線との交差点
- 〃 ロ AからD見通し線上イからDへ250メートルのところ
- 〃 ハ IからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ニ HからE見通し線とハからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニH、Iイの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町積・箱

計画番号区第116号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町箱崎地先

イ 点の位置

基点A 箱崎灯台

〃 B 多度津町佐柳島東端

〃 C 赤石

〃 D 栗島阿島山高頂

〃 E 栗島南西端

〃 F 岡山県笠岡市大飛島北東端

点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ CからD見通し線上ロからCへ300メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線上イからAへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町積・箱

計画番号区第117号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町室浜地先

イ 点の位置

基点A 三野町弥谷山 (382メートル) と貴峰山 (223メートル) との窪

- 〃 B 栗島南端
- 〃 C 六ヶ峰高頂 (146メートル)
- 〃 D 多度津町佐柳島北西端
- 〃 E 室浜南防波堤突端
- 〃 F 室浜北防波堤突端
- 点 イ AからB見通し延長線とEからF見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し延長線とCからD見通し線との交差点
- 〃 ハ CからD見通し線上口からCへ250メートルのところ
- 〃 ニ EからF見通し延長線上イからFへ250メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町積・箱

計画番号区第118号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大野原町花稻漁港地先

イ 点の位置

- 基点A 花稻漁港新防波堤中央屈折部
- 〃 B 花稻漁港新防波堤基部
- 〃 C 花稻漁港埋立地西護岸南端
- 〃 D 観音寺市大野原町、同豊浜町境界から海岸沿い北へ20メートルのところ
- 〃 E 観音寺市豊浜町富士紡績北側護岸西角防波堤基部
- 〃 F 旧観音寺塩田護岸南角
- 〃 G 観音寺市大股島北端

- 点 イ DからG見通し線とEからF見通し線との交差点
- 〃 ロ BからA見通し延長線とEからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 CD、Dイ、イロ、ロAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市大野原町

計画番号区第119号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町姫浜地先

イ 点の位置

基点A 一ノ宮川右岸旧突端

〃 B 観音寺市円上島高頂

〃 C Aから旧海岸沿い北へ450メートルのところ

〃 D 観音寺市伊吹町赤崎

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから260メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから260メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市豊浜町

計画番号区第120号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市有明浜地先

イ 点の位置

基点A 琴弾廻廊西側護岸北端

〃 B 円上島高頂

〃 C オコク川南水門南角から南へ77メートルのところ

〃 D オコク川北水門北角

〃 E 煉瓦堤防灯台

〃 F 三豊市仁尾町小葛島高頂

- 〃 G 観音寺港一文字防波堤北端
- 〃 H 三豊市仁尾町大蔦島西端
- 〃 I 三豊干拓西護岸中央排水樋門北基部
- 〃 J 三豊市詫間町三崎突端

- 点 イ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線とIからJ見通し線との交差点
- 〃 ハ CからB見通し線とIからJ見通し線との交差点
- 〃 ニ CからB見通し線とGからH見通し線との交差点
- 〃 ホ DからB見通し線とGからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Eイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホDの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町・室本町

計画番号区第121号 (のり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市財田川尻

イ 点の位置

基点A 煉瓦堤防灯台

- 〃 B 観音寺港赤灯台
- 〃 C 観音寺市立老人憩の家西端
- 〃 D 蛭子神社西端

点 イ AからB見通し線と観音寺港北防波堤との交差点

- 〃 ロ CからD見通し線と財田川右岸護岸との交差点
- 〃 ハ CからD見通し線と財田川左岸護岸との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月1日から翌年3月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施

行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町

計画番号区第301号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北部中地先

イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

〃 B 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 C 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからAへ300メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上イからCへ50メートルのところ

〃 ニ DからC見通し線と平行にロから西へ50メートルのところ

〃 ホ DからC見通し線上ハからCへ180メートルのところ

〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから西へ180メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第302号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島長崎鼻東部地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻港北防波堤基部

〃 B 庵治町丸山大西鼻南西端

〃 C 庵治町大島南東端

〃 D 女木島北端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

- 〃 ロ BからD見通し線上イからDに200メートルのところ
- 〃 ハ Cからロ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点
- 〃 ニ AからC見通し線上イからCへ30メートルのところ
- 〃 ホ ハからロ見通し線上ロからCへ30メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aニ、ニホ、ホハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第303号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町西浦漁港南地先

イ 点の位置

基点A 西浦漁港南防波堤基部

- 〃 B 荒多大明神鳥居
- 〃 C 小槌島北端

点 イ AからC見通し線上Aから50メートルのところ

- 〃 ロ BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ50メートルのところ
- 〃 ハ BからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ150メートルのところ
- 〃 ニ AからC見通し線上Aから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第304号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市男木港西地先

イ 点の位置

基点A 男木港防波堤北西端

〃 B 獅子の口鼻西端

〃 C 女木町日蓮上人記念碑

〃 D 大崎鼻北端

〃 E 坂出市小与島北端

〃 F 土庄町豊島家浦高頂 (114メートル)

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ BからD見通し線上口からBへ30メートルのところ

〃 ニ AからE見通し線上イからAへ30メートルのところ

〃 ホ AからE見通し線上イからAへ80メートルのところ

〃 ヘ BからD見通し線上口からBへ80メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市男木町

計画番号区第305号 (わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市生島町地先

イ 点の位置

基点A 生島港北防波堤突端

〃 B トビノ巣鼻北東端

〃 C 直島町オカメノ鼻南端

〃 D 土庄町豊島礼田崎南端

〃 E 川窪埋立地北角

〃 F 川窪埋立地西角

点 イ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線上イからEへ150メートルのところ

- 〃 ニ BからF見通し線上口からFへ150メートルのところ
 - 〃 ホ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 - 〃 へ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へへの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町

計画番号区第306号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先
- イ 点の位置
 - 基点A 直島町オカメノ鼻南端
 - 〃 B 神在鼻ミコ石(赤ペンキで標示)
 - 〃 C 旧川窪塩田南西護岸北端
 - 〃 D 旧川窪塩田南西護岸南端
 - 〃 E 生島港北防波堤突端
 - 〃 F 紅ノ峰鼻北端
- 点 イ EからA見通し線とBからF見通し線との交差点
 - 〃 ロ EからA見通し線とDからC見通し延長線との交差点
 - 〃 ハ BからF見通し線とDからC見通し延長線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの3直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町

計画番号区第307号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水漁港北地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

〃 B 亀水漁港北防波堤突端

〃 C 赤鼻

〃 D 大崎鼻北峰高頂（206メートル）

点 イ AからD見通し線上Aから750メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから210メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ 養 殖 業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第308号（わかめ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町赤鼻地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

〃 B 亀水漁港北防波堤突端

〃 C 亀水漁港南防波堤西角

〃 D 亀水養殖場北西角

〃 E 水落

〃 F 赤鼻

〃 G 大崎鼻北峰高頂（206メートル）

〃 H 大崎鼻北東端

点 イ AからG見通し線とDからH見通し線と交差点

〃 ロ AからG見通し線上イからAへ130メートルのところ

〃 ハ CからH見通し線上Cから500メートルのところ

〃 ニ BからF見通し線上Bから350メートルのところ

〃 ホ BからF見通し線上Bから320メートルのところ

〃 ヘ EからC見通し線上Eから150メートルのところ

- ト EからC見通し線上Eから50メートルのところ
- チ ホからへ見通し線とDからH見通し線との交差点
- リ BからF見通し線とDからH見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニチ、チへ、へト、トリ、リイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第309号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市王越町旧木沢塩田地先
- イ 点の位置
 - 基点A 大崎鼻(高松市、坂出市境界)
 - ト B 小槌島高頂
 - チ C 王越町大崎山高頂(231メートル)
 - リ D 王越町宮ノ鼻
 - ハ E 旧木沢塩田防砂堤突端
 - ニ F 岡山県玉野市宮田山高頂(122メートル)
 - ホ G 乃田造船跡防砂堤突端
 - ヘ H 三木水産作業場北端
- 点
 - イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ
 - ロ DからC見通し線上Dから500メートルのところ
 - ハイ イからロ見通し線とHからD見通し延長線との交差点
 - ニ FからG見通し線とイからロ見通し線との交差点
 - ホ GからF見通し線上Gから70メートルのところ
 - へ EからF見通し線上Eから70メートルのところ
 - ト EからF見通し線とHからD見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へト、トハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第310号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町旧乃生塩田地先

イ 点の位置

基点A 王越町宮ノ鼻

〃 B 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 C 旧乃生塩田防砂堤突端

〃 D 乃生海岸南防砂堤西角から防波堤沿い突端へ70メートルのところ

〃 E 乃生海岸北防砂堤突端

〃 F 三木水産作業場北端

〃 G 岡山県玉野市新割山高頂(234メートル)

〃 H 岡山県玉野市宮田山高頂(122メートル)

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第311号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市瀬居町中鼻地先

イ 点の位置

基点A 東浦漁港本浦北部防波堤突端から基部へ90メートルのところ

〃 B 峰池西側山頂(227メートル)

〃 C 中鼻

〃 D 馬返し鼻

- 〃 E 東浦漁港竹浦1号防波堤中央角
- 点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ
- 〃 ロ CからD見通し線上Cから130メートルのところ
- 〃 ハ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第312号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市瀬居町北浦地先
- イ 点の位置
 - 基点A 平石
 - 〃 B 小瀬居島南端
 - 〃 C トビの巣鼻北端
 - 〃 D 小瀬居島西端
 - 〃 E 北浦大石
 - 〃 F 室木島東端
- 点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ
- 〃 ロ CからD見通し線上Cから50メートルのところ
- 〃 ハ EからF見通し線上Eから50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石
計画番号区第313号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤基部

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ200メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

〃 D 岡山県釜島北西端

点 イ AからD見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ AからD見通し線上Aから70メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ 養 殖 業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石
計画番号区第314号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町福田地先

イ 点の位置

基点A カブラ崎鼻西端

〃 B 岡山県上水島西端

〃 C 中鼻西端

〃 D 広島町イナダ浜北鼻東端

〃 E カラス小島高頂

〃 F 広島町芦大浦鼻東端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し線上ロからEへ100メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上イからCへ100メートルのところ

〃 ホ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

〃 へ EからF見通し線上口からFへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第315号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市牛島ハツタエ鼻地先

イ 点の位置

基点A ハツタエ鼻北東端

〃 B 坂出市鍋島灯台

〃 C ザトメ鼻南端

点 イ AからB見通し線上Aから150メートルのところ

〃 ロ CからB見通し線上Cから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 AI、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町・牛島

計画番号区第316号(わかめ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市手島町アブシ地先

イ 点の位置

基点A 手島港北防波堤中央角

〃 B 岡山県上水島東端

〃 C 甚平鼻北端から海岸沿い南へ175メートルのところ

〃 D 広島町ハジカミ鼻北端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
わかめ 養 殖 業	11月1日から翌年4月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市広島町（小手島を除く。）・手島町

計画番号区第401号（こんぶ）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町湯ノ内北部北地先

イ 点の位置

基点A 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）屋島台頂北端

〃 B 庵治町大島アバギの鼻西端

〃 C 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ300メートルのところ

〃 ハ DからC見通し線上イからCへ50メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線と平行にロから西へ50メートルのところ

〃 ホ CからD見通し線上ハからCへ180メートルのところ

〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから西へ360メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニヘ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ 養 殖 業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第402号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生護岸南地先

イ 点の位置

基点A 浦生川尻北側防波堤基部

〃 B 女木島南端

〃 C 高松港浦生第3防砂堤

点 イ AからB見通し線上Aから85メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから335メートルのところ

〃 ハ CからB見通し線上Cから85メートルのところ

〃 ニ CからB見通し線上Cから335メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ 養 殖 業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第403号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先

イ 点の位置

基点A 小坂浜北の捨石

〃 B 神在鼻北端

〃 C 川窪埋立地北角

〃 D トビノ巣鼻北東端

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Dから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ 養 殖 業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第404号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市亀水町地先

イ 点の位置

基点A 紅ノ峰鼻北端

〃 B 神在鼻ミコ石 (赤ペンキで標示)

〃 C 紅ノ峰高頂 (245メートル)

〃 D 直島町オカメノ鼻南端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線と平行にロから北へ100メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上イからDへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ 養 殖 業	11月1日から翌年8月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第405号 (こんぶ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ200メートルのところ

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

〃 C 岡山県釜島高頂

点 イ AからC見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ AからC見通し線上Aから70メートルのところ

ハ BからC見通し線上Bから70メートルのところ

ニ BからC見通し線上Bから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第1種区画漁業

名 称	時 期
こ ん ぶ 養 殖 業	11月1日から翌年6月30日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

2 免許予定日 平成20年10月1日

3 免許の存続期間 平成20年10月1日から平成25年9月31日まで

4 免許申請期間 平成20年7月7日から同月9日17時まで